

安全就業ニュース

埼玉トピックス

就業途上での交通事故の撲滅に向けて

埼玉県では今年度、就業途上での交通事故が2件発生しています。

シルバー人材センターの会員は就業場所近隣に住んでいるため、就業先へ向かう交通手段として自転車を利用する方が多いと思われます。

自転車事故の撲滅には、正しい交通ルールの徹底と運転者の安全運転に対する意識の向上が不可欠です。こうした中、自転車事故を発生させる危険がある運転を繰り返す人に対して、安全講習（自転車運転者講習）の受講を義務付ける法律が、2015年6月から施行されましたが、それにもかかわらず交通ルールを守らない人が多く、事故を避けるためには自分が注意するしかありません。また、自分自身も加齢に伴う身体機能の変化を自覚し、交通ルールを軽視してはなりません。

高齢者の交通安全に関する知識や態度には次のような特徴がみられます。

- ① 交通ルールに対する認識の甘さ
 - ・ ななめ横断、一時停止をしない、自転車で夜間点灯しない、など
- ② 危機意識が希薄で無意識に行動する
 - ・ 夜間外出時における服装の色（反射材を着用すること！）
 - ・ 相手がよけるだろうと判断
 - ・ 無頓着に飛び出す
- ③ 加齢に伴う身体機能の変化への自覚の乏しさ

急いでいた、他のことに気を取られていた、荷物を積みすぎていた等が原因でバランスを崩し転倒する事故も増えています。身体能力、認知判断応力が衰え、とっさの回避行動ができなかったことで転倒し、足や顔にけがを負うケースです。

昨年度、自転車講習を実施したセンターは22センターありました。

交通安全については、知識だけではなく技能も必要です。交通安全教育としての講義や資料の配布だけではなく、自転車の運転などの実技指導も地元警察等の支援を得て、積極的に行い、会員に受講を呼び掛けるなど、各センターにおかれましては、引き続き安全就業の推進に努めていただきますようお願いいたします。